

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第四項中「勤務一月につき六千三百円」を「従事した日一日につき三百五十円」に改める。

別表第二の一級の項及び二級の項中「及び」を「又は」に改め、同表四級の項中「看守長」の下に「副看守長、指導技能員又は指導保安員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。